会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年八月二十九日
掲載頁　二十七頁（号外第一九〇号）

(乙) 計算書類の公告義務はありません。
平成二十八年九月三十日
栃木県栃木市岩舟町静戸一五二九番地三
栃木県栃木市岩舟町静戸一五二九番地三
(甲) 株式会社トチバン
代表取締役　須藤　隆志
栃木県栃木市岩舟町静戸一五二九番地三
(乙) 有限会社アサヒテツク
取締役　須藤　隆志

合併公告

左記会社は合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年九月一日
掲載頁　九十二頁（号外第一九三号）

(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年九月一日
掲載頁　九十二頁（号外第一九三号）

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務を承継して存続して乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年一月一日であり、両法人の理事会決議を経て、平成二十七年十月二十一日に合併契約を終了しております。

(甲) 東京都中央区日本橋小伝馬町一四番四号
東京都中央区日本橋小伝馬町一四番四号
(甲) 株式会社アリさんサービス
代表取締役　角田　和枝

(乙) 東京都中央区日本橋小伝馬町一四番四号
(乙) 株式会社アリさんサービス大阪
代表取締役　角田　時男

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月三十日
東京都町田市下小山田町三一六〇番地
(甲) 社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会
理事長　石田キヨシ
東京都町田市下小山田町三一六〇番地
(乙) 社会福祉法人空
理事長　大久保千代

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月三十日
東京都千代田区二番町五番地二
(甲) 合同会社孫エクイティーズ
代表社員　孫　泰蔵
東京都港区東麻布一丁目二八番六号
(乙) Ｋｅｙ　Ｌｉｇｈｔ合同会社
代表社員　孫　泰蔵

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年八月十六日
掲載頁　四十七頁（号外第一八〇号）

(丙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月三十日
掲載頁　二四八頁（号外第一四六号）

(丁) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月三十日
掲載頁　二六四頁（号外第一四六号）
平成二十八年九月三十日
川崎市中原区上小田中四丁目一番一号
(甲) 富士通株式会社
代表取締役　田中　達也
東京都港区港南一丁目二番七〇号
(乙) 株式会社富士通システムズ・イースト
代表取締役　石川　享
大阪市中央区城見二丁目二番六号
(丙) 株式会社富士通システムズ・ウエスト
代表取締役　宮田　一雄
横浜市神奈川区新子安一丁目二番四号
(丁) 株式会社富士通ミッションクリティカルシステムズ
代表取締役　濱場　正明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年四月二十二日
掲載頁　五十頁（号外第九十四号）
平成二十八年九月三十日
北九州市八幡西区小嶺二丁目一〇番一号
(甲) 株式会社三井ハイテック
代表取締役　三井　康誠
北九州市八幡西区小嶺二丁目一〇番一号
(乙) 株式会社三井電器
代表取締役　南　正貴

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年七月四日
掲載頁　九十八頁（号外第一四八号）
平成二十八年九月三十日
大分県佐伯市弥生大字小田一〇七七番地
(甲) 川澄化学工業株式会社
代表取締役　昌谷　良雄
大分県臼杵市野津町大字前河内二一一五番地二
(乙) 川澄プラテック株式会社
代表取締役　湯浅　武史

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により日本マルチメディアサービス株式会社（乙、東京都新宿区西五軒町一三番一号）の音楽出版・レーベル事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告いたします。

効力発生日は平成二十八年十一月一日であり、この吸収分割について当社は、会社法第七九六条第二項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに行います。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) http://www.sammy.co.jp/japanese/profile/afs/index.html
(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月二十二日
掲載頁　九十一頁（号外第一三八号）
平成二十八年九月三十日
東京都豊島区東池袋三丁目一番一号サンシャイン六〇
サミー株式会社
代表取締役　里見　治紀

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の旅館及びホテル経営事業を除く全ての事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年九月二十六日
掲載頁　八十九頁（号外第二一一号）
平成二十八年九月三十日
東京都世田谷区玉川三丁目四番二―三〇二号
(甲) 株式会社鈴浅
代表取締役　鈴木きみえ
東京都世田谷区玉川三丁目四番二―三〇三号
(乙) 株式会社鈴淺
代表取締役　鈴木きみえ